



拜啓、先般清依頼の
件につき新潟縣より滞
宅早々小生の爲し得る
ベストを試サハル別紙の
通りに返辭有之、不結果
に終りか段残念至極に有
之り、幸細は法令亦并に
黒崎君より申上げべくり、
右は雜誌編輯中ハ付そ
要事のみ申上る、草々

一九一三、五月廿四日

鑑三

藤井君

京都市南禪寺町北坊

十三
藤井武様



大正二年五月廿四日

東京府下淀橋町柏木九一九

内村鑑三

